

1. 議事日程

(平成16年第3回安芸高田市議会8月臨時会)

平成16年8月18日
午前10時開会
於安芸高田市吉田公民館

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 農業委員の推薦

日程第4 議案第49号 安芸高田市特定環境保全公共下水道根幹的施設の

建設工事委託に関する基本協定について

日程第5 議案第50号 平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第51号 平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算

(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(70名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	土居克之	4番	山本優
5番	岡山薫	6番	田中常洋
7番	前川正昭	8番	平林克昌
9番	日野原穂澄	10番	平川幸雄
11番	加藤英伸	12番	山崎昭弘
13番	山口康文	14番	小野剛世
15番	川角一郎	16番	竹田誠莊
17番	井上尚文	18番	高坂広一

19番	新出達夫	20番	塚本近
21番	赤川三郎	22番	深井達雄
23番	三上夕工子	24番	長岡公次郎
25番	井上正樹	26番	宮田浩之
27番	松野俊寿	28番	川先悟郎
30番	平岡正美	31番	秋広美輝
32番	川崎三千春	33番	西川佚夫
35番	岡原雪夫	36番	松村ユキミ
37番	熊高昌三	38番	藤井昌之
39番	浅枝俊通	40番	青原敏治
41番	金行哲昭	42番	杉原洋
43番	松川秀巳	44番	大前直行
45番	入本和男	46番	泉正智代
47番	山本三郎	48番	今野仁千六
49番	今村義照	50番	住広章
51番	佐々木博	52番	玉川祐光
53番	西山登司教	54番	井上正文
55番	岡田正信	57番	山崎宅将
58番	桑岡達夫	59番	望月桂
60番	天清斐雄	61番	渡辺義則
62番	猪掛信幸	63番	高下二郎

64番	富田義弘	65番	吉村正登
66番	名川律夫	67番	宮本房宏
68番	松浦利貞	69番	増田静樹
70番	中間末雄	71番	鳴石勸
72番	亀岡等	73番	崎岡典男

3. 欠席議員は次のとおりである。(3名)

29番	新山勝義	34番	中野光雄
56番	浮田洋吾		

4. 会議録署名議員

25番	井上正樹	26番	宮田浩之
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明員のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
教育長	佐藤勝	教育参事	沖野清治
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
消防次長	竹川信明	八千代支所長	平下和夫

美土里支所長	立川 堯彦	高宮支所長	猪掛 智則
甲田支所長	武添 吉丸	向原支所長	益田 博志
総務課長	高杉 和義	財政課長	垣野内 壮

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（6名）

事務局長	増本 義宣	次長兼総務係長	光下 正則
議事調査係長	児玉 竹丸	書記	新谷 洋子
書記	国岡 浩祐	書記	倉田 英治

~~~~~  
午前10時00分 開会

崎岡議長 皆さん、おはようございます。  
ただ今の出席議員は70名であります。  
定足数に達していますので、これより平成16年第3回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告をいたします。

増本事務局長 議長。諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より本臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、監査委員より、平成16年6月分の例月出納検査結果の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承下さい。  
以上で諸般の報告を終わります。

崎岡議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
続いて、市長並びに教育長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本臨時会の開会にあたりまして、行政運営に関する報告をさせていただきたいと思っております。

市民の皆さんのご意見を広くまちづくりに反映し、本市の目指します市民と行政との協働のまちづくりを推進していくために、今月24日から9月の11日までの日程で市政懇談会を開催します、予定にしております。お手元に既に日程表はお配りをしておると思いますが、この市政懇談会は、新市発足後初めての開催でございますが、今回は広報でも案内しておりますとおり、旧町単位での開催を予定しており、市民の皆さん方の積極的な参加を期待しております。

議員の皆さんにおかれましては、懇談会へ議員としての立場でご出席をいただきますのは大変幸いと思っております。市民のみなさんをお誘い合わせ下さるなど、多くの皆さんの参加にご配慮、ご支援いただきますようお願いを申し上げます。

次に、本年度調査費を予算計上しております、農産物の販路確保を目的とする経営構造対策事業、これは国の補助事業でございますが、農産物の加工処理施設整備事業でございます。これにつきまして県や高田郡農協など、関係機関との、今、協議を進めておるところでございます。本事業のポイントといたしましては、農産物の生産と供給体制の確立、商品開発及びこの販路の確保でございます。特に、いわゆるこの事業は、国の補助金を受けた地産地消の事業でございます。米だけでも今の予定では約2万

袋、年間この施設で消費すると、こういう計画になっておりますし、まだ計画の段階でございますので、これはまだ増える可能性はあるわけでございます。それにつきまして、野菜もかなり消費するということになりますんで、いずれにしても農協が積極的な関わりを持っていただかないとできないと、こういう問題もございます。さらに、これを製造、また、販売する販路ということが非常に重要になって参ります。それにつきましては広島駅弁会社との提携をしながら、この駅弁のノウハウを販路に活かしていくと、こういうような構想を計画をしておるところでございます。そういうことで、まだまだ詰めていかなければならない具体的な問題はあるわけでございますが、今後本当に農産物の販売が厳しくなる中で、地産地消の施設を、行政が補助事業を受けながら開発をしていくと、こういうような考え方でありまして、この問題につきましては、既に一般質問でもお答えをしておりますし、予算特別委員会でも構想についてはお話しをしておるわけでございます。今年には計画の段階になるわけございまして、今後、農協とも十分話を詰めていきたいと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

崎岡議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 冒頭の時間をお借りいたしまして、成人式のお礼と教育委員会幹部職員の人事案件について、ご報告を申し上げます。

まず、成人式についてでございますが、安芸高田市として合併後、初めての合同の成人式を8月15日に挙行いたしましたところ、大変お忙しい中、市議会議員の皆さん方には多数ご出席をいただき、新成人の門出をお祝いいただき、心よりお礼申し上げます。新成人450人中、75%にあたる336名の出席がございました。成人式につきましては、全国的に様々な状況があるだけに心配しておりましたが、厳粛な内に成人式を挙行できましたことを、主催者として喜んでおる次第でございます。不行き届きの点も多々あったと思っておりますが、反省をする中で、次年度に活かしていく所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、5月より病気休暇中の水戸眞悟教育次長でございますが、8月には復帰できるものと期待をしておりましたが、復帰に至らず、去る8月9日付けをもって辞職願いが提出されました。本人の辞意が堅く、教育委員会としてはやむなく辞表を受理いたしました。後任の人事につきましては、明日19日の教育委員会会議を経て発令をする予定でございます。後任が決まりましたら、よろしくご指導、ご支援のほどお願いします。

以上、成人式のお礼と教育委員会の幹部職員の辞任についてのご報告といたします。

崎岡議長 以上をもって、行政報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

崎岡議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において、25

番井上正樹君及び26番宮田浩之君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

崎岡議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長佐々木博君の報告を求めます。

佐々木委員長 報告いたします。

平成16年第3回臨時会の運営につきまして、去る8月11日に議会運営委員会を開き、次のことが決定されましたので報告をいたします。

まず、本臨時会に付議されます案件は、推薦1件、議案3件、計4件であります。

会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日1日といたしました。以上、報告を終わります。

崎岡議長 お諮りします。

ただ今の委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決しました。

~~~~~

日程第3 農業委員の推薦

崎岡議長 日程第3、農業委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は5人とし、信川耕作君、富田秀治君、宮田浩之君、住田博幸君、坂田清君、以上の諸君を推薦いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は5人とし、信川耕作君、富田秀治君、宮田浩之君、住田博幸君、坂田清君、以上の諸君を推薦することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第49号安芸高田市特定環境保全公共下水道

根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定について

崎岡議長 日程第4、議案第49号、安芸高田市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本臨時会の冒頭にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日安芸高田市議会第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年は、近年希に見る猛暑が続いており、また例年になく頻繁に台風が来襲し、短時間に局地的な集中豪雨が発生する中、異常な気象が顕著になっております。本市におきましては、広島県を直撃いたしました台風10号の際にも、若干床下浸水がありましたものの、とりたてて大きな被害もなく安堵をしておるところでございます。

さて、6月の定例会において平成16年度予算の審議をいただき、安芸高田市行政といたしましてもそれぞれ本格的な事業執行を始めたところでもあります。とりわけ、工事等の契約につきましても8月の12日から入札を開始いたしましたところでもあります。今後平成16年度は限られた期間ではございますが、効果的かつ有効な事業執行に努めて参りたいと考えております。今後一層のお力添えをいただきますようお願いいたします。

本臨時会へご提案申し上げます案件は議案3件で、特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の締結、また、老人保健特別会計の精算に伴います、老人保健特別会計及び安芸高田市一般会計の補正予算でございます。なにとぞよろしくご審議をいただきますように、お願いを申し上げます。

まず最初の議案第49号、安芸高田市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定でございます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、特定環境保全公共下水道八千代浄化センターの建設工事を、日本下水道事業団と工事委託に関する基本協定を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なご決議をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 失礼をいたします。それでは要点の説明をさせていただきます。その前に、今朝ほど皆様方に資料として図面をお配りさせていただいておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

議案第49号の建設工事委託の基本協定の締結についての要点説明でございますが、本案は、特定環境保全公共下水道終末処理場でございます、八千代浄化センターの建設工事におきます工事発注から施工管理業務につきましても、日本下水道事業団に委託を行うものでございます。この日本下水道事業団は、下水道の根幹的施設の建設を主たる業務とすることにより、公共水域の水質保全という国の政策目標を達成する機関として位置付けられており、国、県、公共団体の出資で運営をされております。事業団は下水道管理者でございます地方公共団体からの委託に基づき、終末処理

場の建設が主な業務でございますが、この委託内容についての取り決めを定めるものが今回の基本協定になります。契約の方法につきましては、この業務が特殊な業務であることから、地方自治法施工令第167条第1項2号のその性質、または目的が競争入札に適さないものに該当するという事で、随意契約とさせていただきます。工事の概要でございますが、お手元、先ほど申し上げました資料を2枚ございますが、これを併せてご説明をさせていただきます。建設予定地でございますが、八千代町勝田335番地で、位置図の黒枠で囲ったところでございますが、既に用地取得は旧町時代に済んでおります。規模といたしましては、次の図面をお願いいたします。計画平面図でございますが、計画処理人口、これは八千代町全体で4千200人。現在認可を取っておりますのが1千520人でございます。また全体の処理計画面積は150ヘクタール。現在認可をいただいておりますのが49ヘクタールでございます。処理能力といたしましては全体で3千200立方メートルパーデイということでございます。処理方式はオキシレーションディッチ方式ということで、その図面の楕円形のところがその処理をする場所となります。その内、18年度までに一部供用開始します第1期工事といたしましては、このオキシレーションディッチを1基ほど計画しておりますが、それが1日の処理能力が800トンでございます。第1期の全体概算事業費といたしましては8億7千500万円でございます。1期の工事内容といたしましては、水処理施設の土木建築工事が主なものでございまして、絵を付けておりますが、色が付いておらないので分かりにくいと思いますが、まず、16年度、17年度で管理棟及び水処理施設の土木建築工事を行うこととしております。特に16年度では汚泥ポンプ室、最終沈殿池、オキシレーションディッチというところでございますが、こちらの方を主に行ない、その後17年度で管理棟等を取りかかる予定でございます。全体工事といたしましては約18ヶ月程度を要し、随時18年度末の一部供用開始まで年次ごとに施設の建設、あるいは機械、電気工事を進めていくこととしております。以上でございます。

崎岡議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今野議員 議長。

崎岡議長 48番、今野議員。

今野議員 お尋ねをいたします。これはですね、旧八千代町ですね、継続事業と思ひまして、それをですね、この度事業化されると、このように認識しております。

先ほどの部長の説明でですね、特殊なもので他にいないんだというような説明でございましたけれども、小泉総理大臣にしましてはですね、特殊財団、これを廃止の方向に持っていくと、このようにテレビや新聞等で盛んに報道されております。また、官から民に仕事を移すんだと、こういう

のが小泉さんがやっておられる行政改革、特殊法人の整理、こういうことでございますね。

ましてや地方の時代でございます。やはり、地方は地方でやっぱりしっかりしなきゃならない、これも課せられた課題でございます。しかしながら特殊法人でないのだめなんだと、日本下水道事業団ですか、これでないのだめなんだというようなですね、今までの慣例上、やはり農水省関係だったら土改連とか、厚生省関係だったらここじゃとか、いうようにですね、天下りの事業団がずっとありまして、そこで通さんと許可の申請とか、あるいは起債補助金の申請、これが難しいんだということで、このような経緯でやられるというのをよく解って言うとするわけですけども、地元の広島県におきましてはですね、水処理専門、日本はですね、世界的に水処理の高水準を行っとるわけでございます。ごまんと専門の会社があるわけです。広島におきましては学者を200人ぐらい集めて、水処理あるいは環境保全の会社をされとる四国、九州代表するような会社もあるわけでございます。

今後ですね、それでまた随契で8億何某の金額をですね、入札なしに随契でおやりになると、こういうことはいかがなもんかと思うわけでございます。

これは八千代町の継続事業ですからちょっと難しいところがあるとは思いますが、今後のために、やはり特殊法人、これをどうしても使うていくんだと、安芸高田市はと、こういうことになるんか、ならないんか。今後のためにお尋ねします。以上です。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今野議員のご指摘は、私は、今の時代には的を得ておるというように考えております。しかし、この事業は既に継続事業としてずっと八千代町から引き続いておる事業ということでございます。先般も日本下水道協会から幹部が参りました。今後の問題については、やはり時代の流れがあるんで、我々としても競争、さらに競争させると、こういう方向でいくのが時代の流れと思う。しかし、今までずっとどこの町でもあるわけです。吉田にもこういう問題はあります。その下水道事業団からずっと引き継いできておる事業をさらに継続していくと、こういう問題がありますので、ご指摘はまったくそのとおりでございますので、私もそれに異存はないわけでございますが、この継続事業については継続せざるをえんと、こういうものがございまして、ご理解を賜りたいと思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

崎岡議長 1番、明木議員。

明木議員 事業についてお尋ねをしたいと思うんですけど、この事業、八千代町時代からのですね、継続事業ということで行われるんですけど、どこまでの範囲をですね、これでカバーされようとしているのか。またこの度ですね、

合併したわけです。八千代浄化槽とはいえですね、周囲の吉田町辺りまでカバーを考えられてるのかどうか、そのあたりまでちょっとお聞きしたいと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。明木議員のご質問にお答えします。現在の工事の内容といたしましては、先ほど申し上げました1系列分を今回下水道の水処理施設棟をやりたいということでございます。また、管路整備の区域といたしましては、施設がございますところから上流に向かいます、中電工のグラウンドがございますが、その辺りまでを今年度管路工事を行うという予定でございます。全般的にいいましてこの系列の中の施設につきましては、平成20年度ぐらいに49ヘクタールの中の管路整備を行いたい。また、その後につきましては、新たな認可を必要とするわけでございますが、これらにつきましては、今後全体の、今年度は市全体の下水の問題についても十分検討する必要があるんじゃないかということで、委員会等でご指摘をいただいております。その中で検討は進めていきたいというふうに思っております。

また、もう1点、周辺、旧吉田町と隣接しているのだからどうかということもございますが、現時点でそれを取り込むという状況にはございませんが、将来的な問題としてどうあるべきかというのは、ひとつの考える中で、検討をすべきものであるのではないかというふうには考えておりますが、ただ、具体的には大変難しいものがあるのではないかと考えております。

それから、これは基本協定を結びまして後のことではございますが、下水道事業団の方で新たに入札をしてやるということでございますので、8億7千500万円は、あくまでも総額でのことということで、その後実施する中で、金額的には随時調整をさせていただくという状況になっております。以上でございます。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 先ほど今野議員の方から質疑がございまして、それに対しまして市長の方から見解を述べられました。その前にですね、提案説明の中で建設部長の方から競争入札に適さない事業ということが明確にございました。この競争入札に適さない事業というのは、この種の事業が適さないのか、継続事業になっており、また全国的にこの下水道事業団がこういうふうな事業に関係して、頭でもって事業を取り組んでいるということですね。ちょっとそこにですね、少し不合理を感じます。入札に本当に適さない事業であるならば、先ほどの市長のご見解ではですね、この事業が一たん区切りが着いた先にですね、本当に地方自治体が自主的にこういうものを、事業を取り組んで行けるのか、こういったところですね、基本的には国がこうい

ったですね、政治の力のひとつの流れで仕組みを作っておるわけです。これを改革していくには大変な大きな努力が要ると私は思っております。

さらに改めてお聞きしたいんですが、自治体の意志でですね、今後ともこの事業を、区切りが着いた時点では直ちにですね、こういった地方のこういった仕事については、地方の業者が直ちに競争入札で事業を手がけていくことができるのかどうか、改めてお伺いをしたいと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 ただ今の質問にお答えをさせていただきます。この随意契約というものにつきましては、基本的には基本協定に対するものにおける基本協定の考え方でございます。これは、先ほども説明をさせていただきましたように、下水道事業団が基本協定の中で今後工事を発注する、これは市町村が発注するという事ではないんですが、その中で下水道事業団が工事等についても発注をしていくということですから、ここでは競争の原理が働いております。

それから、地元業者というところでございますが、これはあくまでも事業団の方のシステムの中で工事発注というところでございます。ただ、これにつきましては、市の方のいろんな意向等も当然検討をさせていただきたいというのが、事業団のこれまでのやり方でございますので、そこらにつきましては、今後協定を結ぶ上でいろいろ協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

亀岡議員 議長。

崎岡議長 72番、亀岡等君。

亀岡議員 はい。わかり切ったことを申し上げてみるんですが、お伺いしますが、建設業法によるとですね、この下請けに事業を出した場合はですね、元請けの方からもちろんその現場の監督なり責任者をですね、当然下請けに派遣して、その工事に責任ある遂行を行うべきということになっていきますね。この種の事業につきましても、当然地方の業者が下請けをやって進めていくということになると思うんですが、そういったことが厳格にこういったような事業団が元請けといえますか、こういったかたちで事業を手がけると、厳格にですね、そういった点が守られ、進められているのか。進行されているのか。その点をお伺いしたいこととですね、先ほど質疑の中で一応この区切りが着いたらですね、それは先の質疑の問題ですね、今度は地方の業者に直に事業発注をしていくんか、そういったことをですね、お伺いしたいと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい、再質問にお答えします。一応、区切りといえますのは、この基本協定でございますものが済んでからが、一つの区切りということになります。

それから、工事の発注、これは先ほど申し上げましたように、基本的に

は工事の発注母体は下水道事業団でございます。これは、当然国の考え方を持った機関でございますので、ご指摘のようなことについては非常に厳格にやるというふうに、我々の方も認識をしております。

入本議員 議長。

崎岡議長 45番、入本議員。

入本議員 八千代町の浄化センターについては、ちょっと不勉強な点があって大変失礼な質問かと思いますが、甲田町におかれましてですね、特環というのは現在施行してやっとなるわけなんです、工事進行中にですね、期間が長くかかるのと、合併浄化槽の方が単価的に安くつくという計画が出まして、計画変更して甲田の場合はしたわけなんです、この八千代町さんの場合は、ご存知のように端から端までいくとすると相当の距離があってですね、工期がかなりかかって単価的にもですね、1戸あたりどのような比較検討されてこういう計画を出されたのか、その点を説明を願いたいと思います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 入本議員さんのご質問にお答えします。ただ今ご指摘がございましたように、甲田町では見直しをされたという状況があるようでございますが、この点につきましては、八千代町、あるいは吉田町が現在公共下水道で整備を進めているところでございます。これにつきましては、先般の会議の時にもいろいろお話しがございましたが、基本的には1日でも早い、また安価な価格で整備を進めたいというのが基本的な考えでございます。そういう中で、市全体の考え方をもう一度整理をする必要があるのではなからうかということでございますので、そこらを踏まえて、また、後年度検討をさせていただきたいというように思っております。

八千代町につきましてはこれまでいろんな八千代町の中で議論をされて、この手法が一番最善であるというようなかたちで認可を取られて整備を進めて来られておられますので、この点も十分踏まえ、いろいろ検討をさせていただき必要があるのではなからうかというふうに思っております。

それから、合併浄化槽とこれの比較ということで、実はただ今手元にその積算資料を持っておりません。まことに申し訳ございませんが、それを具体的に説明をさせていただきませんので、その点はもし必要があれば後ほどということで、ご理解をいただきたいと思っております。

入本議員 議長。

崎岡議長 45番、入本議員。

入本議員 今の最後の質問が一番重要であると思うんですが、やはりハード面に関してはですね、管理費等がかかるわけで、計画はしたが後から考え直すんだという、この投資に対してですね、あまりにも安易な発言であるように私は思うんですね。ここでやはり、比較検討した結果、長期計画を見た時に、この計画が我々としては執行部としては自信があるという数字を見せてもらいたい。後から数字を見てこれを議決するというのは私としては

できませんので、資料の要求を求めようと思います。

崎岡議長 後ほど資料を出すということで、よろしいですか。  
暫時休憩いたします。

~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

崎岡議長 再開いたします。

児玉市長 議長。

崎岡議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ちょっと基本的な問題について、答弁をさせていただきますが、我々も建設部長も、八千代の状況について十分経過がわかりませんので、今、いろいろ経過を検討してみたわけですが、もう既に八千代町で数年前ですか、2年ぐらい前に特環にするか、合併浄化槽にするかという厳しい論議を経て、これは特環がいいという結論を出されて着工された事業であるわけですが、したがって、これを今、変更するというのはいわゆるできないというのが原則でございます。したがって、ただ、問題は、周辺に点々とある家について、これだけを除外してできるだけ効率を高くすると、そういう余地は残されておるが、基本的な特環でやるという計画はもう変えることはできないということでございますので、単独合併浄化槽と比較してもですね、これはもう既に決定をして進めておることでございますので、ただ今のご意見は十分検討しながら、今後それは八千代町の中でも多少は遠く離れた家まで引く方がいいかどうかという判断は、余地が残っておることですが、基本線は変えられないということでございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

山本(優)議員 議長。

崎岡議長 4番、山本議員。

山本(優)議員 はい。先ほどの建設部長の説明では、平成20年度までに完成すると説明がございましたけども、私の知るところでは国道54号線沿いでございますね、認可区域の中でも54号線沿いは相当遅れると聞いておりますが、その辺の計画についてわかっておるところがあれば、説明願います。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。ただ今のご質問にお答えをいたします。ご指摘のとおり、大変国道54号線の管路の埋設については、非常に交通量等の関係で施工が難航するというふうに予測をしております。それと平成20年度と言いますのは、認可計画の中での計画でございますが、これにつきましては我々としては少しでも早くやりたいというような考えを持っておりますが、状況によっては多少前後するという状況でございます。今、ご指摘がありました国道の関係につきましては、現在三次河川国道事務所の方と、設計等の協

議を進めている段階で、できるだけ我々の方のサイドで安価にできる方を考えてもらいたいという状況にございますが、今ご指摘がありましたように、非常に厳しいものもあるのも現状でございます。

山本(優)議員 議長。

崎岡議長 4番、山本議員。

山本(優)議員 厳しい現状はよくわかりますが、期限としてはそういう設定はないでしょうか。いつまでごろにはできるとか、いつごろ着工してどのようにするとかいう期限は切れないものでしょうか。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 基本的には20年度を目標にということで、理解を賜りたいとお思います。ただ、今申し上げましたように、技術的な問題、あるいは社会経済情勢の問題がございますので、断言をするまでにはちょっといかないと思います。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 2、3点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。旧八千代町さんにおける計画なされたことございますので、このことにつきましては尊重すべきだろうと、そのように思っております。ただし、単年事業で終わらないわけですし、先ほどの部長の説明では18年完成というようなこともあったわけでございます。先ほどの説明では20年だと言う。年次累算金額がかなりな金額になると思いますけれども、行政としてのこの事業団に対する監視機能はどの範囲まであるのか、またそれを監視するだけの職員が力量を付けておられるのか、おらないのか。ただ、金額を事業団にお任せして、後は野となれ、山となれというお考えなのか。

もう1点、いろいろと冒頭今野議員からご指摘ございましたように、私どもも、私高宮でございますけれども、こうした事業団を相手取っての仕事というのは初めての試みで、私も初めて聞いたようなことですが、今後こうした様々な、安芸高田市の中におけるところの発注事業につきましては、毅然としてこうした事業団等の絡みは持たないのか、持つのか、そこの誠意を貴重な議場でございますので、整理できるものなら整理して、お答えいただきたいと思います。以上でございます。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 増田議員さんのご質問にお答えいたします。事業年度で説明が不十分だった点、再度ご説明させていただきます。この事業団への委託は、あくまでも下水道の浄化センター施設のみでございます。これが第1期工事として49ヘクタール分の日量800トンが平成18年度の一部供用開始ということでございます。周辺整備を含めまして19年度という状況にございますが、これらにつきましては下水道事業団が基本協定をいたしまして、

下水道事業団へ市町村に代わりましてすべての事業発注を責任を持ってやるということですので、先ほどお話しがございましたように、その協定の中で、市の方といろいろ協議をします。ただし、現場、あるいはいろいろな施工については完成後の水処理の管理がうまくいくところまで事業団の方で責任を持ってやるというのが、基本的な考え方でございます。管路につきましては、これは市が発注するというので、第1期工事、支所の辺りまでになるとは思いますが、これについては市の方が発注をしていくということでございます。先ほど市長の方からも答弁がございましたように、八千代町におかれましては、既にこれまで旧町時代に150ヘクタールの全体の計画を、この特定環境保全公共下水道で整備をするということを決定され、合併し、引き継いでおりますので、これを将来やっていく中では、1期工事が済みます時期に、事業団とさらにどういう状況にあるかということは、また市と検討していただく必要があるというふうには思っております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石議員。

鳴石議員 質問、出尽くして聞くこともないんじゃないかと思うんですが、この官僚天下りのこういう事業団にチェックすることができないと、この事業団と縁を切ることができないというような説明ですが、大体、議案の提案をする場合は、旧町の6町が集まって一堂に会した3月1日からの議会になっとるんですから、よく議員にわかるような事前の説明をするべきではないか。こう聞いとりますと、常識では考えられないようなことがやられとるように思えるんですよ。確かに今まで向原でやってきたことから考えますと、他の町出身の議員さんも、いろいろうちの方でずっとやってきたことよりとんと違うの、おかしいのという面があるんじゃないかと思うんです。このことはよくわかっておるので、事前に提案をして5分なり10分なり、詳しく八千代町の事情を説明をして審議に入っていくと。

それから、この8億7千万ですか、ちょっと1億ぐらいの事業団がピンハネをして下請けに出していくんじゃないかと思うんです。この8億7千500万という金額は、市の設計予定価格からみてどうなのか。この金額に対する市の予定価格。予定価格の計算もしておらんのだと、わからんのだというのか、事業団の示すとおり飲まなければならないのか、こういう状態なのか、どうなのか、お聞きします。

金岡建設部長 議長。

崎岡議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 ただ今のご質問にお答えいたします。これは通常、事業団が工事を実施するというものではなく、あくまでも事業団が市町村に代わって事業の発注母体となるということでございます。この8億7千500万円は、それのものを工事、あるいは設計、施工監理を含めた総額での考えでございます。当然、これにつきましては工事の発注により工事費が下がったり、そ

ういうろんな状況の中で金額は変更、減額等も当然考えられるという状況でございます。これはあくまで通常の建設工事を発注して、それが下請けということではなしに、あくまでも市がやる業務を代わってやるということで、技術的な専門的な技術も、市では建設電気等について技術者がおりませんでこれをやる。通常、市で発注しますとこれはコンサルの方へ委託をするというような状況でございますが、そこらについてすべて責任を持って施工していただくというのが、この事業団とやる時の基本的な考えで、メリットでもあるというふうに考えております。

鳴石議員 議長。

崎岡議長 71番、鳴石議員。

鳴石議員 大変、ものを考える必要のない楽な発注の方法なんです、この問題をやっぱりできるだけ早く事業団から手を切って、やはり市が考えてやっていくと。コンサル担当に頼むにしましても。そうしないといつまでたっても力のつく経験を積み重ねていくということができないわけなんです。年だけは取るが、事業の行政経験なり、設計の経験を積むということができないです。こういうことをやっぱり変えていかにやいけんのじゃないですか。そのためにも、縁が切れんのだ、切れんのだいうんじゃないに、やっぱり早く縁を切るようにして、小泉総理は郵政民営化をしてはいけないのに、彼はやっていきようわけでしょ。逆にやはりこの官僚の天下りを養っていくようなことから手を切って、やっぱり市の職員が力をつけるためにも早く手を切るように。以上です。

崎岡議長 答弁はいいですね。

他に質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありますか。

入本議員 議長。

崎岡議長 45番、入本議員。

入本議員 私、事業そのものには反対するわけではないんですが、言葉に出てくる中に、旧町、旧町という言葉が出てきましてですね、旧町が決めたことはすべて認めるということは、非常に好ましいことではございますが、我々チェックする者としてはですね、やはり新市に提案されたものは新市の中で、小委員会ということもありますし、小委員会に提出されたような形跡もありませんし、そして本日の説明の中でも十分な回答を得られないと。ただ、決めたことじゃけえ、ひとつそこんところご了解というような議決の仕方は、私は承服できませんので、今回の議決に対しては反対をいたします。

崎岡議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

賛成討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

これより議案第49号、安芸高田市特定環境保全公共下水道事業根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、11時20分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

日程第5 議案第50号平成16年度安芸高田市一般会計補正予算(第1号)

崎岡議長 再開いたします。

日程第5、議案第50号、安芸高田市一般会計補正予算第1号についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

安芸高田市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第50号、議案名が平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第1号でございます。

概要説明を申し上げます。本案は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千243万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ257億8千643万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金1千243万4千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、予備費1千243万4千円を追加するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは、議案第50号、平成16年度の安芸高田市一般会計補正予算第1号につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては安芸高田市の老人保健特別会計補正予算に関連しまして、精算業務に伴います一般会計との繰り入れの予算でございます。

まず、予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。2款の歳入でございますが、款18の繰入金、項1の特別会計繰入金、目といたしま

して2の老人保健特別会計繰入金補正前の額1千円、補正額1千243万4千円、計1千243万5千円でございます。1節といたしまして老人保健特別会計繰入金の1千243万4千円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。3歳出、款14予備費でございます。項1予備費、1目予備費、補正額1千243万4千円、計1千243万4千円。節といたしまして予備費の方に1千243万4千円補正するものでございます。以上で要点のご説明を終わります。

崎岡議長 これをもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 お尋ねしてみたいと思います。先ほど総務部長の方から概要につきましてはご説明をいただいたわけですが、繰入金の金額、あれと積立金を取り崩しての流用であろうと、そのようにお聞きしたわけですが、来月9月の定例会が招集されるという最中になっておると、先月、当初予算が議決になって、この時期にこれほどの補正を組まなくてはならないという真実の緊急性、その理由はまずどこのあるのかと。9月まで待てなかったのかということと、当初予算に計上なされておる地方交付税の87億6千100万円は、流動的な要素を絡めておるのか。なお、決定的な要素があるのか、その2点についてお尋ねしてみたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 まず1点の、今回の補正予算でございますが、確かに6月定例、また9月定例議会を目前にですね、今回このような第1号補正予算をさせていただいておるわけですが、基本的に老人保健会計のですね、精算に伴います国、県等への支払基金、またそういう支払業務がですね、期日が迫っておる関係で、やむなく老人保健の特別会計と整合を取らせていただいて、今回補正をさせていただいたというところでございます。期日等につきましては、福祉保健部長の方から説明をさせていただきます。期日が非常に迫った関係で専決処分という状況もあるわけなんです、いろいろこうした今回の臨時会につきましては調整を取らせていただいて、この補正予算を計画をさせていただいたところでございます。

それと歳入部分の普通交付税の確定ということでございますが、現在、国、県の方と財源の調整、積算、現在、県の方へですね、我々積算方法にも出させていただいております。やむなく確定がですね、届くんではないかと思っております。大体9月定例会当時におきましてはですね、ある程度数字もほぼ確定になるんではなからうかなというような状況を見ております。以上でございます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 失礼いたします。先ほどの質疑でございますが、これ、一般会計の方への繰り入れということでございますが、老人保健の老人会計の方ですね、15年度の医療費の精算をいたしまして、支払基金の方への還付金が生じております。それが、その支払期日ですね、今月の今日、18日なんですけども、期限が迫っておるということで、専決をとということも思ったんですけど、専決するよりか、議会の方できちっと審議していただいといたかたちの中で今回提案させていただきました。それで当初予算というか、6月の本予算の時にですね、老人医療費の3ヶ月遅れで参ってきます。請求が。その段階でもう本予算の方への反映がちょっとできておりませんで、予備費の方ですね、100万円ほど組んでおりまして、還付をする金額が105万8千円というかたちのなかで、今回流用するということも難しいというなかで、今回議案として提案させていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 両部長から概要につきましてのあらあらなご説明はいただいたわけでございますけれども、行政というのは常に流動的でございますして、補正増有り、減有り、今お示しいただいてる数字につきましては、総括予算の中で義務的経常経費だというような、精算をした義務的経常経費であるというような判断をさせてもらってよろしゅうございますか。ということは、義務的経常経費となるとすると、前段総務部長にお尋ねしましたように、交付税がですね、まだどこかのタンスの引き出しにあるとすれば、決定でなくても流用するべきではなかったか。この時期に基金を崩すということについてのお気持ちを、再度お伺いしてみたいと思います。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 補足をさせていただきたいと思います。今回の一般会計の補正予算につきましては、基金は取り崩しをいたしておりません。当然、繰入金の老人保健特別会計の方から繰入金をもとにしまして、むしろ一般会計の方は予備費の方にそれを充当して備蓄をしておるという状況でございますので、基金は取り崩しの歳入財源になっておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

増田議員 議長。

崎岡議長 69番、増田議員。

増田議員 お尋ねをすることを忘れましたので、予備費流用だというようにご説明になったと思うんですが。

新川総務部長 議長。

崎岡議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 本一般会計の方の予備費につきましては、当然、歳出の方でございますので財源の留保財源になろうかと思っております。このことが51号の議

案の関連性がございまして、繰入金の財源をもとに予備費の方に充当させていただきとる関係で、むしろ老人保健の方の精査に基づきましてですね、それだけ一般会計の方に財源を戻していただいたという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

崎岡議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りいたします。

これより議案第50号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第1号についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第51号平成16年度安芸高田市老人保健特別会計

補正予算(第1号)

崎岡議長 日程第6、議案第51号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算第1号についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

安芸高田市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第51号の提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千349万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ57億740万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金111万3千円、国庫支出金986万5千円、県支出金246万5千円、繰越金4万4千円、雑入5千円を、それぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金1千349万2千円を追加するものでございます。

以上、よろしく審議の上、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。

崎岡議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

崎岡議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、それでは失礼いたします。それでは、概要につきましてご説明をいたします。

まず歳入の方でございますが、6ページをお開き下さい。今回この議案第51号の老人保健特別会計補正予算第1号でございますが、この補正予算は平成15年度の老人保健特別会計の総医療費54億6千193万2千915円に対する精算に伴いまして、予算の方を精算するものでございます。

それで、6ページの方で、まず歳入でございますが、款1の支払基金交付金といたしまして、1目の医療費交付金補正額111万3千円、節の方で2節過年度分といたしまして111万3千円、これは平成15年度の精算分として支払基金から医療費部分に係ります過年度分の追加交付金でございます。

次の款2で国庫支出金の1目医療費負担金補正額986万5千円でございますが、過年度分といたしまして平成15年度の精算分として、国から医療費部分に係る過年度分の追加負担金として986万5千円入ってくるものでございます。

次の款3の県支出金、1目の医療費負担金といたしまして補正額246万5千円、これも同じく15年度の精算分といたしまして、県から医療費部分に係る過年度分の追加負担金として歳入されるものでございます。

次のページの款5の繰越金、1目の繰越金でございますが、補正額4万4千円、これは15年度会計からの繰越に係るものでございます。

それから次の款6雑入、3目の雑入でございますが、補正額5千円、これは過年度分の過誤によります医療費負担からの戻入ってきたものの5千円でございます。

次のページ、8ページの方で歳出の方に参ります。歳出の方で款3の諸支出金で2目の還付金補正前の額が1千円でございますが、補正額105万8千円でございますが、これは15年度の精算をいたしましたところ、レセプト審査に係ります支払基金からの交付金をもらいすぎになっておりまして、精算をいたしまして105万8千円の還付が生じたものでございます。

それから款3の諸支出金、1目の一般会計繰出金といたしまして補正額の1千243万4千円、これ先ほど一般会計の補正予算でございましたように、15年度の精算をいたしました結果、市が負担すべき額がですね、多かったということで精算をいたしまして、一般会計の方へ老人保健の方から繰り出すものの金額が1千243万4千円ということでございます。15年度の医療費の精算に伴いまして、補正をさせていただいております。よろしく願いいたします。

崎岡議長 これをもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

崎岡議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

崎岡議長 お諮りします。

これより議案第51号、平成16年度安芸高田市老人保健特別会計補正
予算第1号についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

崎岡議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
以上で、本臨時会を閉会いたします。
ご苦労さんでございました。

~~~~~

午前11時40分 閉会

上記会議次第は事務局職員の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年 月 日

安芸高田市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員